

参 考 資 料

別表1：就労要件における指数認定の考え方

別表2：育児短時間勤務等における指数認定の考え方

別表3：保育園入園申請スケジュール

別表4：保育所等利用調整基準（選考基準）

別表5：保育園の所在地

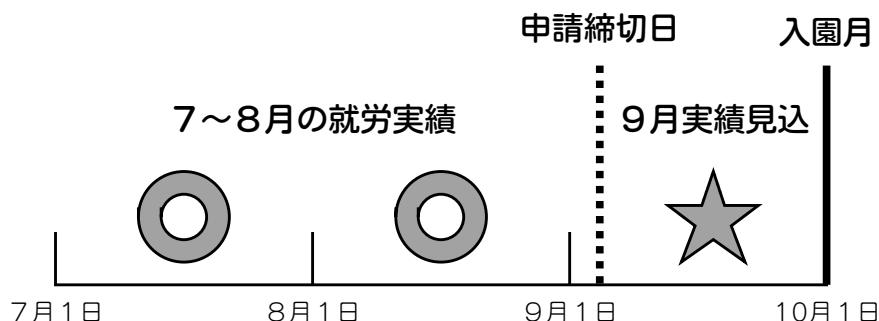
別表6：認可保育園一覧



別表 1 就労要件における指数認定の考え方

例) 10月入園申請における就労での指数認定

入園月までの直近3ヶ月の勤務状況（※）



※直近3ヶ月の勤務状況とは、就労証明書に記載された就労実績のほか、入園月までの雇用契約上（申告上）の実績の見込みを含みます。（見込みについては、証明書上の特段の記載は不要です。）

就労証明書に記載された就労実績のみにより指数を認定するのではなく、契約（申告）どおりの状況が入園月まで継続するものとして、指数を認定します。

減点項目について

- ・就職し、7月中に勤務開始予定

⇒勤務開始から入園月前月までの期間が3ヶ月（7月、8月、9月）のため、3ヶ月就労が継続しているとみなし、調整指数番号18の減点項目の対象外となります。

- ・就職し、8月中に勤務開始予定

⇒勤務開始から入園月前月までの期間が2ヶ月のみ（8月、9月）のため、3ヶ月就労が継続しているとみなさず、調整指数番号18の減点項目の対象となります。

その他注意事項について

- ・指数認定については、雇用契約上（申告上）の勤務日数、時間が上限です。
- ・複数の勤務先がある場合については、合算して指数を認定します。ただし、すべての勤務先の就労証明書の提出が必要です。また、入園月に就労継続予定のない勤務先については考慮しません。
- ・妊娠に伴う体調不良または児童の看護等の理由で、雇用契約（申告）よりも勤務日数、時間が少ない場合は、その期間を除き、指数を認定します。
- ・育児休業法等が適用される休職は、原則として休職前の勤務状況をもとに指数を認定しますが、育児休業を取得している会社に復職せずに転職する場合は、原則として就労内で指数を認定します。
- ・自営業・経営者・役員等の場合、前年分の確定申告書の写し等の就労実態を証明する書類の提出がない場合、書類不備として指数を認定します。
- ・就労証明書で入園月に月48時間以上就労する旨の証明がない場合、就労要件での指数認定はできません。書類不備として選考しますので、事前に勤務先と調整してください。

別表2 育児短時間勤務等における指数認定の考え方

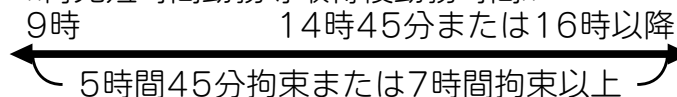
育児短時間勤務等は、1日2時間以内（もしくは拘束時間5時間45分を満たす）の取得であれば、本来の勤務実績で指数を認定します。

ただし、勤務日数が減る場合は、短縮後の日数で指数を認定します。

＜雇用契約時間＞



＜育児短時間勤務等取得後勤務時間＞



1日2時間以内（もしくは拘束時間5時間45分を満たす）の取得であるため、契約時間を上限として指数認定。

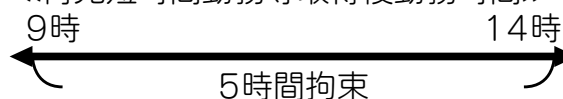
例① 契約状況が20日／月、9時間／日で、時短を1日4時間取得する場合

⇒基本指数については20日／月、5時間／日のため「16」

＜雇用契約時間＞



＜育児短時間勤務等取得後勤務時間＞



時短の取得時間は2時間を超え、拘束時間も5時間45分を満たさないため、短縮後の日数・時間数で指数認定。

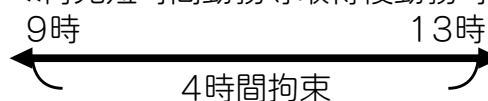
例② 契約状況が20日／月、6時間／日で、時短を1日2時間取得する場合

⇒基本指数については20日／月、6時間／日のため「18」

＜雇用契約時間＞



＜育児短時間勤務等取得後勤務時間＞



本来の契約時間が6時間だが、時短の取得時間は2時間以内のため、雇用契約上の日数・時間数で指数認定。

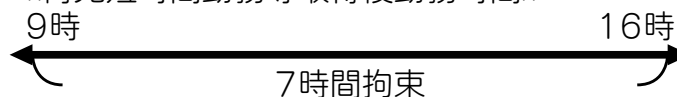
例③ 契約状況が20日／月、9時間／日で、時短を16日／月、1日2時間取得する場合

⇒基本指数については16日／月、9時間／日のため「18」

＜雇用契約時間＞



＜育児短時間勤務等取得後勤務時間＞



勤務日数が減る短縮だが、時短の取得時間は2時間以内のため、短縮後の日数・雇用契約上の時間数で指数認定。

別表3 保育園入園申請スケジュール

令和7年度入園選考予定

入 園 月		締 切 日	結果発表日
令和7年	5 月	4 月 3 日 (木)	4 月 22 日 (火)
	6 月	5 月 2 日 (金)	5 月 23 日 (金)
	7 月	6 月 4 日 (水)	6 月 23 日 (月)
	8 月	7 月 3 日 (木)	7 月 23 日 (水)
	9 月	8 月 4 日 (月)	8 月 22 日 (金)
	10 月	9 月 3 日 (水)	9 月 24 日 (水)
	11 月	10 月 3 日 (金)	10 月 22 日 (水)
	12 月	11 月 4 日 (火)	11 月 21 日 (金)
令和8年	1 月	11 月 12 日 (水)	12 月 5 日 (金)
	2 月	11 月 12 日 (水)	12 月 19 日 (金)

令和8年度入園選考予定

入 園 月		締 切 日	結果発表日
令和8年	4月1次	11 月 21 日 (金)	2 月 3 日 (火)
	4月2次	2 月 10 日 (火)	3 月 10 日 (火)

【注意事項】

- ・申請は2月入園審査まで有効です。(申請の取下げを希望した場合を除く)
- ・4月入園を希望する場合は別途申請が必要です。
- ・日程は、都合により変更する場合があります。
- ・3月入園は4月入園スケジュールの都合上、審査していません。
- ・申請書類含むすべての書類はFAXで受け付けていません。
- ・他の市区町村の保育園を希望する場合は、申請締切日等が異なります。
事前に申請先市区町村の担当係へ確認してください。
- ・2月入園および4月1次入園のみ出生前の申請が可能です。
詳細は「●出生前申請について」(P.19)を確認してください。
- ・利用調整結果は文書で通知します。結果通知は結果発表日に到着予定です。
- ・保育所等利用不可通知書は最初に申請した入園月以外は発送していません。発送を希望する場合は保育入園調整課入園相談担当へお問い合わせください。
- ・年度途中新規開設園の申請スケジュールは通常と異なります。

別表4 保育所等利用調整基準（選考基準）

基本指数

基本指数は保護者それぞれの状況に基づいて認定し、合算します。

同一指数の場合の優先順位は、①基本指数の高いもの ②階層（所得割額については100円単位まで算定）
必要書類が未提出の場合、申請締切日までに提出のあった書類で保育認定・利用調整（入園選考）を実施し

番号	保護者の状況	細 目		指数
1	就労（外勤・自営） 勤務1ヶ月以上	月20日以上	週40時間以上の就労が常態	20
			週35時間以上の就労が常態	19
			週30時間以上の就労が常態	18
			週20時間以上の就労が常態	14
		月18日以上	週35時間以上の就労が常態	19
			週30時間以上の就労が常態	18
		月16日以上	週30時間以上の就労が常態	18
			週24時間以上の就労が常態	16
			週20時間以上の就労が常態	14
			週16時間以上の就労が常態	12
		月14日以上	週16時間以上の就労が常態	12
		月12日以上	週24時間以上の就労が常態	16
			週16時間以上の就労が常態	12
			週12時間以上の就労が常態	10
		上記のほか、勤務の態様から保育できないと認められる場合		8
2	妊娠・出産	出産前後の休養のため保育にあたることができない場合		8
3	疾病・負傷	入院	約3ヶ月程度の入院、もしくは入院が決定された場合	20
		自宅療養	重度の疾病または負傷により、保育が不可能な状態	20
			疾病または負傷により、安静を要するため、保育が困難な状態	18
			疾病または負傷により、保育が困難な状態	14
			疾病または負傷により、保育に一部支援を要する状態	12
			疾病または負傷があるも、保育が可能な状態	8
	心身障害	身体障害者手帳1・2級、精神障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2・3度		20
		身体障害者手帳3級、精神障害者手帳3級、愛の手帳4度		16
		身体障害者手帳4級		12
		身体障害者手帳5級以下		8
4	介護・看護※ （病院施設等への付添も含む）	介護・看護のため保育にあたることができない場合		8～20
5	災害	災害による家屋の損傷、その他災害復旧のため、保育にあたることができない場合		20
6	就労内定 （起業準備）	月20日、週40時間以上の就労が内定している場合		12
		上記以外の就労が内定している場合		8
	求職活動	求職活動中		5
7	就学※	就学・技能習得のため、保育にあたることができない場合		8～20
8	不存在	死別・離別・行方不明・拘禁等		20
9	その他	前各号に掲げるもののほか、明らかに保育にあたることができないと認められる場合（児童虐待・配偶者からの暴力を含む）		8～20

※「4 介護・看護」「7 就学」は、「1 就労」と同様に指数認定します。

- こちらの「保育所等利用調整基準（選考基準）」は、令和8年4月入園から適用します。令和8年2月入園までの「保育所等利用調整基準（選考基準）」は、「保育園のご案内（令和7年4月版）」（P.64～67）をご確認ください。
- 令和8年4月以降の申請に必要な書類についてはP.22～23を必ず確認してください。

の低いもの ③同居の祖父母のいないもの ④区内在住年数の長いものとし
ます。

注 意 事 項
・外勤・自営は、勤務開始から希望する入園月までの直近3ヶ月の勤務状況（※）により指数を認定します。 ※直近3ヶ月の勤務状況とは、就労証明書に記載された就労実績のほか、入園月までの雇用契約上（申告上）の実績の見込みを含みます。（見込みについては、就労証明書上の記載は不要です。） No7に記載された就労実績のみにより指数を認定するのではなく、契約（申告）どおりの状況が入園月まで継続するものとして、指数を認定します。 ・指数認定については、雇用契約上（申告上）の勤務日数、時間が上限です。 ・複数の勤務先がある場合については、合算して指数を認定します。ただし、すべての就労証明書の提出が必要です。また、入園月に就労継続予定のない勤務先については考慮しません。 ・妊娠に伴う体調不良または児童の看護等の理由で、雇用契約（申告）よりも勤務日数、時間が少ない場合は、その期間を除き、指数を認定します。 ・育児休業法等が適用される休職は、原則として休職前の勤務状況をもとに指数を認定しますが、育児休業を取得している会社に復職せずに転職する場合は、原則として就労内で指数を認定します。 ・自営業・経営者・役員等の場合、前年分の確定申告書の写し等の就労実態を証明する書類の提出がない場合、書類不備として指数を認定します。 ・就労証明書で入園月に月48時間以上就労する旨の証明がない場合、就労要件での指数認定はできません。書類不備として選考しますので、事前に勤務先と調整してください。
入園希望月前後2ヶ月の間で出産予定がある、または出産した場合に適用になります。（申請する子を出産する場合を含む）
疾病等があり障害者手帳を保持している場合は、保育状況意見書と障害者手帳の写しの両方をご提出ください。どちらかの高い基本指数で指数を認定します。 また、提出のあった書類について状況確認をする場合があります。
介護状況申告書と介護対象者の状況が確認できる診断書、入院計画書、障害者手帳、介護保険被保険者証、ケアプラン（介護サービス計画書）等の写しを提出してください。 また、提出のあった書類について状況確認をする場合があります。
提出書類等については、別途お問い合わせください。
1ヶ月以内の前職等がなく、 入園月中に就労を開始する 場合、適用します。
—
学校教育法に規定された学校等に通学する場合、または公共の職業訓練校で職業訓練等を受講する場合が対象です。
左記に該当する場合、保護者の一方について不存在として指数を認定します。
提出書類等については、別途お問い合わせください。

調整指数

種別における『世帯』に関する調整指数は、対象となる調整指数が保護者ともに該当する場合においても、令和8年4月入園より、入園月の前月までに品川区へ転入予定のある方について調整指数の適要制限を撤

番号	調整指数の加減を適用する世帯の状況	指数	種別	適用有無	
				入園申請	転園申請
1	生活保護受給世帯	4	世帯	○	○
2	ひとり親世帯	6	世帯	○	○
3	ひとり親に準ずる世帯	4	世帯	○	○
4	世帯の生計中心者が失業・倒産等により、生計維持のため就労を要するとき	6	世帯	○	○
5	兄弟姉妹で異なる品川区内認可保育園に在園しており、第1希望で同一品川区内認可保育園に転園申請する場合	1	個人	×	○
6	兄弟姉妹が品川区内認可保育園に在園している児童が、品川区内認可保育園・家庭的保育事業・小規模保育事業に入園申請する場合	3	個人	○	×
7	集団保育を必要とする障害児等で、特別支援保育審査会で認められた場合	4	個人	○	×
8	入所を希望する児童を定期利用保育事業・空きスペース利用型年間保育事業・連携施設未設定の地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を含む）・認可外保育施設等に預けている場合	2	個人	○	×
9	年齢上限のある品川区内認可保育園（品川学藝保育園・短時間保育室）を卒園する場合	2	個人	○	×
10	保護者が会社命令により単身赴任をしている場合	1	世帯	○	○
11	兄弟姉妹で同時に品川区内認可保育園・家庭的保育事業・小規模保育事業に入園申請する場合	1	個人	○	×
12	育児休業法等に基づく育休取得（1年以上）により、育休取得前に品川区内認可保育園を退園し、育休明けに再入園申請する場合（育児休業取得対象児童も加算対象）	4	個人	○	×
13	保護者が保育士等として保育園等に在籍している	1	世帯	○	○
14	保護者が障害者手帳を保持している場合	1	世帯	○	○
15	保護者が特定医療費（指定難病）受給者証を保持している場合	1	世帯	○	○
16	入所を希望する児童を閉園が決定した品川区内地域型保育事業に預けている場合	2	個人	○	○
17	多胎児が2人以上で同時に品川区内認可保育園・家庭的保育事業・小規模保育事業に入園申請する場合	2	個人	○	×
18	入園月時点で給与明細等で確認できる勤務状況が3ヶ月に満たない場合（1ヶ月以内の転職等を除く）	-1	世帯	○	○
19	正当な理由なく、保育料（品川区立幼稚園・品川区立認定こども園含む）を滞納している場合（卒園児・退園児も含む）	-10	世帯	○	○

●こちらの「保育所等利用調整基準（選考基準）」は、令和8年4月入園から適用します。令和8年2月入園までの「保育所等利用調整基準（選考基準）」は、「保育園のご案内（令和7年4月版）」（P.64～67）をご確認ください。

●令和8年4月以降の申請に必要な書類についてはP.22～23を必ず確認してください。

重複して加点（減点）しません。

廃します。なお、転入予定のない方については、調整指数が適用されません。

適用条件	注意事項
入園月において保護者のどちらかが生活保護を受けていること。	—
住民票が別であり、離婚が成立していること。	別居していない場合は、適用対象外です。
住民票が別であり、離婚調停中、協議中等であること。	別居していない場合または特段の理由（DV、失踪等）のない別居は、適用対象外です。
生計を担う保護者が失業中であること。	求職活動要件にて申請する方が対象です。 自己都合による退職については、適用対象外です。
第1希望で同一園へ希望申請していること。	「品川区内認可保育園」は、幼保一体施設、ぷりすくーる西五反田幼児教育施設、認定こども園・地域型保育事業を含みます。
入園希望月に兄弟姉妹が品川区内認可保育園に在園していること。	「品川区内認可保育園」は、幼保一体施設、ぷりすくーる西五反田幼児教育施設、認定こども園・地域型保育事業を含みます。
提出のあった心身状況報告書（主治医作成）、児童調査書（保護者作成）等をもとに特別支援保育審査会にて、発達上集団保育がのぞましいと判断された児童。	品川区内認可保育園（ <u>居宅訪問型保育事業は除く</u> ）からの転園申請をしている児童は適用対象外です。
①預かり時間が <u>月48時間以上</u> であること。 （入園希望月の前月までに預ける予定を含む） ②就労要件にて申請する場合は、 <u>入園希望月の前月</u> までに就労していること。 （入園希望月の前月までに就労する予定を含む）	・「連携施設未設定の地域型保育事業」は <u>連携施設未設定かつ年齢上限</u> のある地域型保育事業を指します。 ・「居宅訪問型保育事業」は、障害・疾病等で個別のケアが必要な児童について、自宅で一对一の保育を実施するものを指します。 ・「認可外保育施設等」は、都道府県に届出をしている認可外保育施設等（認証保育所、企業主導型保育事業、認可外居宅訪問型保育事業（ベビーシッター）を含む）を指します。 <u>※都道府県への届出の有無については直接施設にお問い合わせください。</u>
品川学藝保育園または短時間保育室を卒園する児童。	4月の入園選考においてのみ適用対象です。
就労証明書に単身赴任の始期と終期の記載があること。	出張の場合、適用対象外です。自営業の方は、別途お問い合わせください。
品川区内認可保育園に在園していない児童を2名以上、同時に入園申請すること。	「品川区内認可保育園」は、幼保一体施設、ぷりすくーる西五反田幼児教育施設、認定こども園・地域型保育事業を含みます。
①品川区内認可保育園に在園しており、育児休業法に基づく育児休業を対象児童が1歳になる誕生日前日以降まで取得する。 ②育児休業取得開始月の月末までに、品川区内認可保育園に在園する児童が退園する。 ③退園した児童が、育児休業明けに再入園申請をする。	・「品川区内認可保育園」は、幼保一体施設、ぷりすくーる西五反田幼児教育施設、認定こども園・地域型保育事業を含みます。 ・育児休業取得開始月の月末を経過した後に、退園した場合は適用対象外です。
保育士資格证もしくは幼稚園教諭免許を保持し、保育施設等に在籍していること。	・「保育士等」は保育士、幼稚園教諭、保育教諭を含みます。 ・「保育園等」は保育園、幼稚園、認定こども園、保育園に準ずる保育施設を含みます。
身体障害者手帳、精神障害者手帳、愛の手帳を保持していること。	手帳を申請中の場合は、申請書の写し（受領印等があり、提出済みであることが確認できるもの）を提出してください。
特定医療費（指定難病）受給者証を保持していること。	特定医療費（指定難病）受給者証を申請中の場合は、申請書の写し（受領印等があり、提出済みであることが確認できるもの）を提出してください。
適用する期間は、閉園決定後、申請締切日を迎える前の入園選考から閉園月の入園選考までであること。	連携施設に進級できる場合は適用対象外です。
多胎児が2人以上で同時に入園申請すること。	・転園申請の児童および品川区外から区内認可保育園等を申請する児童は、適用対象外です。 ・多胎児（2人以上）と同時に入園申請をするきょうだいについても適用対象です。（転園申請は適用対象外）
勤務を開始した月から入園月まで3ヶ月未満であること。	①1ヶ月以内の転職等により、前職から通算して入園月まで、3ヶ月以上勤務している場合、適用対象外です。 ②勤務開始月から入園月前月までの期間が3ヶ月の場合、 <u>適用対象外</u> です。
世帯で滞納保育料があること。	卒園した児童の滞納分についても対象です。

階層

階層は、保護者の区市町村民税所得割額に基づき決定します。8月までは前年度分、9月以降は当年度分区市町村民税所得割額に基づき決定します。

なお、区市町村民税所得割額は、調整控除以外の税額控除（住宅借入金特別控除、寄付金税額控除、配当控除等）が適用される前の税額です。

（令和7年9月1日施行）

単位：円

階 層		保 育 料（月 額）			
		保育標準時間		保育短時間	
		保育園	小規模 保育	保育園	小規模 保育 家庭的 保育
A	生活保護世帯	無償			
B	区市町村民税 非課税世帯				
C1	区市町村民税 均等割のみの世帯				
C2	5,000円未満の世帯				
C3	5,000円以上 48,700円未満の世帯				
D1	48,700円以上 50,500円未満の世帯				
D2	50,500円以上 59,800円未満の世帯				
D3	59,800円以上 68,500円未満の世帯				
D4	68,500円以上 88,600円未満の世帯				
D5	88,600円以上 108,600円未満の世帯				
D6	108,600円以上 128,500円未満の世帯				
D7	128,500円以上 148,600円未満の世帯				
D8	148,600円以上 171,600円未満の世帯				
D9	171,600円以上 204,900円未満の世帯				
D10	204,900円以上 228,800円未満の世帯				
D11	228,800円以上 252,900円未満の世帯				
D12	252,900円以上 276,800円未満の世帯				
D13	276,800円以上 300,800円未満の世帯				
D14	300,800円以上 322,000円未満の世帯				
D15	322,000円以上 338,000円未満の世帯				
D16	338,000円以上 354,000円未満の世帯				
D17	354,000円以上 370,000円未満の世帯				
D18	370,000円以上 440,200円未満の世帯				
D19	440,200円以上 500,200円未満の世帯				
D20	500,200円以上 560,200円未満の世帯				
D21	560,200円以上 665,000円未満の世帯				
D22	665,000円以上 772,600円未満の世帯				
D23	772,600円以上 887,500円未満の世帯				
D24	887,500円以上 1,031,300円未満の世帯				
D25	1,031,300円以上の世帯				

※品川区内の認可保育園（認可施設）では食材料費の保護者負担はありません。

※令和7年8月分以前の保育料、実費負担分（行事費用など）、延長夜間保育利用料については、無償の対象外です。

※住民税未申告または税資料（年間給与証明書・年間収入申告書等）の提出がなく税額の確認ができない場合は、区市町村民税所得割額1,031,300円以上の世帯（最高階層）と同様の階層認定をします。

※第1子保育料無償化については、P.43をご確認ください。

memo

